

# 貴族院議員としての伊沢修二

尾崎 ムゲン

はじめに

伊沢修二は明治30年12月23日に貴族院議員に勅撰された。その後、大正6年5月3日、脳内出血によって死去するまで、およそ20年間、貴族院議員として活動した。伊沢47歳から67歳の円熟の時期であった。

20年間の伊沢の活動は、帝国議会貴族院議事速記録でみる限り、飛び抜けているという程ではない。しかし、台湾統治問題や教育問題などでは、かなり重要な発言をし、かつ周囲からも、そのような役割を期待され、当時の貴族院におけるキーパーソンの一人であったことは疑うべくもない。

この論文では、『帝国議会貴族院議事速記録』（第13巻-33巻、東京大学出版会）によって、これらの発言を整理、紹介する。一部『帝国議会委員会議録』（第9巻-29巻 臨川書店）によって、委員会における議事を補った。本来ならば、発言の分析をすすめ、その歴史的な位置づけに及ぶたいのであるが、ここでは、その前提である、議論の整理、紹介に止めざるをえない。①

伊沢の貴族院での発言を整理すると、実質的な活動は明治30年代の10余年であることが分かる。明治40年代にはいると、たとえば明治42年末からの第26議会の著作権法中改正法律案特別委員会副委員長、その後の各種特別委員会委員長、あるいは44年末からの28議会の請願委員長など、議事をまとめる側に廻り、問題提起し、「獅子吼」する伊沢のイメージは随分変わってくる。②

それゆえ、発言の紹介は明治30年代のそれが

中心となる。ことに30年代中葉の発言は、その背後にある、脂の乗った社会的活動ともあいまって、迫力のあるものであった。③

次に、この間、同時並行的に就任していた主な公職を列挙しておく。

まず、就任当時、伊沢は台湾総督府民政局学務部長の重職にあった。上沼八郎『伊沢修二』によれば、明治30年4月、台湾公学校令実施のため、伊沢は、予算獲得などのため官辺を奔走していた。ところが総督府予算は、かなり厳しい状況で、民政局長官水野遵は、行政、警察組織、など一般行政機構の整備に重点をおき、公学官制の実施、師範学校、公学模範学校の設置を企図する伊沢と対立をくり返した。これによって、伊沢は、「小官ハ断然台湾教育ニ尽スノ素志ヲ改メ、自ラ決スルノ外出ヅル所ナシ。」④と辞表を提出、同年7月、台湾総督府民政局学務部長を非職となり、学務顧問嘱託となった。台湾総督府を完全に解任されたのは、31年6月28日のことである。したがって、台湾総督府顧問としての地位を保持したまま、貴族院議員に着任したことになる。

また、貴族院議員着任のすこし前、明治30年8月27日に、伊沢は高等教育会議議員に選任されていた。高等教育会議議員就任は、この諮問委員会が、もともと伊沢が中心にあった学制研究会、およびその活動によって出発したことから、いわば当然の就任であったが、一般にも台湾教育から離れた伊沢の当然の就任とみていた。高等教育会議議員着任直後、33年12月には高等教育会議副議長に就任し、議会とならぶ、もう一つの主たる活動の場所となった。

しかし、その活動については、『伊沢修二選

集』にも紹介されておらず、詳細はよく分かっていない。明治43年5月9日、議員を辞任している。辞退願いに「先般来高等教育会議ニ列シ熟々該会議之実況ヲ考察スルニ現在之組織権限ニテハ十分当局之諮詢ニ答ヘンコト甚覚束ナク其決議ハ却テ意外ノ影響ヲ国家教育ノ前途ニ及ボサンモ難計斯克テハ実ニ恐懼ノ至ニ不堪次第ニ付右議員辞退致度此段相願候也」⑤とある。高等教育会議の改組を強く望んでいたことが引き金になっているようであるが、詳細は不明である。また、この間13年間の活動の解明も今後の課題である。

その他、伊沢は、明治32年8月、東京高等師範学校校長に任ぜられていた。明治11年6月、東京師範学校雇、翌年3月学校長に就任、14年6月、文部少書記官に就任して、離職して以来、実に18年ぶりの復帰であった。伊沢は、「此の老躯を師範教育に捧げ当校を以て埋骨の地とせん」⑥との覚悟であったが、33年12月28日、腐敗性気管支炎悪化のため、退任を余儀なくされている。

伊沢は辞任後、「余が今日の境遇は病余の微躯を掲げて一面には貴族院に列して国家の大局に参議し一面には本校長の職を奉じて普通教育の枢軸たる重任に当らんとす。余不敏と雖ども責任の何ものたると微躯の能く之に堪へ得べきや否やとを弁知せざるに非ず。・・・是れ余が断然本校長の職を辞して専ら力を貴族院に致し其議員たるの責を全せんとする所以なり。」

(同前)と述べたように、当初は高等師範学校長の任にかなりな希望を抱いていたことが了解される。

そのほか、明治33年4月には修身教科書調査委員、同年5月には教員検定委員会委員にそれぞれ就任、明治41年5月には臨時仮名遣調査委員会委員に就任している。しかし、そこでの活動の詳細については、未見である。

伊沢修二の活動の中心は、何といても「国

立教育運動]であった。すでに文部省在任中(編輯局長・参事官)の明治23年2月、国家教育社を設立し、創立大会で社長に就任している。文部省を非職となつてのち、25年8月、国家教育社に国立教育期成同盟会を組織し、ただちに「国立教育」実現のための運動に着手している。井上毅との対立のあと、27年6月に学政研究会を組織、(翌年7月、学制研究会と改組。)終生、この活動から離れることはなかった。この学制研究会の活動をまわって、小学校教育費国庫補助問題、高等教育会議の設置、学制改革問題の端緒が切つて落とされたのは周知の事柄である。

伊沢が貴族院議員に就任した時期には、これらの問題が緒についたとはいえ、なお各種の問題を抱え、議論はこれからという時期であった。したがって、伊沢の貴族院議員としての発言は、当然、台湾統治の問題、「国立教育」の実現など教育問題が中心となり、そのほか、関連する議論、たとえば、予算、行政組織、恤救、言語、著作権など社会政策、文化に関する議論に集中した。このうち教育問題では、教育行財政問題、言語教育、障害児教育、教科書、教育制度、大学問題など多岐にわたっている。以下、順を追つて、貴族院での議論を紹介する。

## 1 「国立教育」

### (1) 小学校教育費国庫補助問題

明治中期の帝国議会の議論の重要な問題点の一つに、地租増徴案があったことは周知であろう。衆議院では、憲政本党や、都市中間政党などが、こぞつてこれを推進し、あるいは賛成したのに対して、学制研、ことに貴族院のメンバーはこれに反対した。たとえば、この地租増徴案に対して、伊沢は、増徴によって地方財源が枯渇し、その結果町村費に依拠する小学校教育費が苦しくなると論じ、増徴はこの結果、地方

財政を枯渇するだけでなく、人民の知徳を枯らすことになる、絶対反対を表明している。(31.12.23) むしろ、小学校教育費の国庫補助の必要と議論をリンクさせることを優先しているのである。教育重視の観点から議論を構築しているのであるが、この点は、辻新次とも連携していて、貴族院における強力な教育系議員の存在を想定させる。なお、谷干城などの増徴反対論に、教育衰微との論が見られ、一定の影響力を示すものと思われる。

此地租ヲ増徴致シマスレバ申スマデモナク中央ニ大ナル財力ヲ吸収シマシテ地方ノ財源ヲ涸スト云フコトハ本員ガ此処ニ申スマデモ無イコトデゴザイマス其地方ノ財源ガ弱ルニ付イテ最モ影響ヲ受ケル所ノモノハ何デアルカト申シマスレバ即チ教育デアルノデアリマス、今日我国庫ニ於テハ一文半銭ノ普通教育ノ補助費ト云フモノヲ出スコトノナイニモ拘ラズドウカスウカ普通教育ガ今日行レテ居ルハ如何ナル財源ニ拠ッテ居ルカト申セバ先ヅ地方ノ町村費ヲ以テノミ之ヲ維持シテ居ルト云フコトハ内閣諸公モ能ク御承知ノコトデアロウト思フ・・・此千数百万ノ金ノアルモノヲ夫ヲ中央ニ吸収セラレマシタナラバ地方ニ最早教育ヲスル余財ト云フモノハ無クナリマシテソウシテ遂ニ教育ノコトト云フモノハ実ハ今日デサヘ惨ナ有様デアルカラ益々萎薇不振ノ有様ニナラウト思フ、政府ニ於テハ一向此地租ヲ増徴シテ地方ノ財源ヲ涸スノミナラズ人民ノ知徳ヲ養フ教育費マデ取ララル御趣意ハ如何ナルコトデゴザイマセウカ、若ヤ是ガ教育費ト云フモノモ全ク成立タヌコトトナリマシタナラバ何ヲ以テ此国家ノ財本ヲ作ルコトガ出来マセウカ、政府ニ於テハ此ノ如キ増徴ヲ行フタメニ或ハ地方ニ於テ是ガ救済ノ途ヲ立テラレル見込デアルカ、又ハ地方ノ人民ハ如何ニ無教育ナモノニナラウト、地方教

育ハ如何ニ衰頹シヤウト少シモ頓着ガナイ御考デアルカ、之ヲ承リタイ (31.12.23)

さて、翌32年2月24日には、小学校教育費国庫補助法案が貴族院に提案された。小学校教育費国庫補助は、これこそ伊沢のかねての活動の原点であり、かねて国家教育社、国立教育期成同盟会、学制(政)研究会を組織し、院外運動をつくって実現に邁進してきた、その成果であった。同法は、注⑨のとおりであるが、第13議会で、伊沢は小学校教育費国庫補助の沿革、およびイギリス、フランス、ドイツの状況を紹介し、堂々の論陣を張って、その正当性と必然性を展開した。伊沢が貴族院本会議で陳述した、もっとも長時間、体系的な議論で、次に述べる同時期の教育基金特別会計法案の審議(可決)とならんで、この議会は、伊沢にとって絶頂期であったといえる。

(小学校教育費の国庫補助の沿革を説明、それが廃止となった経緯を述べたあと)国家ガ当然為スベキ所ノ仕事ヲ市町村ニ一任致シマシテ今日デハ先刻モ委員長モ言ハレタ如ク市町村ニ負担セシメテ居ル所ノ金額ト云フモノハ一千四百万円程デゴザイマス、コレニ向ッテ国家ハ一銭モ補助セヌト云フニ至ッテハ実ニ国家ガ責務ヲ忘レタリト申シテモ私ハ聊カ憚カラヌカト考ヘマス、ソレヲ此ノ如キ有様デアリマスルガ故ニ、又全国ノ教育ニ従事シテ居リマスルモノモ大イニ此コトハ憤慨致シマシテ、又此各市町村ノ当職ニアリマスルモノモ大イニ此コトニハ憤慨ヲ致シマシテ明治二十五年以来ハ一ノ国立教育期成同盟会ト云フモノガ出来テ全国ニ亘ッテ一万八百六十五人ホドノモノガ結合致シテ本院ニ向ッテ請願ヲ致シマシタ、本員等ハ此請願者ノ一人デゴザイマシタガ本院ノ諸賢ニ於ケレマシテモ此請願ノ趣意ヲ入レラレテ直ニ政府ニモ送付

ニナツタコトデゴザリマシタガ其後種々ノ事情ヨリシテ今日マデ此事ハ法案トシテ現ハルルニ至ラナカッタノデアリマス、併ナガラ此小学教育ニ対シマスル所ノ国民ノ世論ト云フモノハ決シテ之ガタメニ消滅シタ訳デハゴザイマセヌ、既ニ本年ニ至リマシテモ全国各府県ヨリ致シマシテ此事件ニ付キマシテ請願書ヲ続々提出シテ参リマシタルコトハ諸君ノ能ク御承知ノコトデゴザリマシテ今年ニ於テ凡ソ全国ニ互ッテ五千有余名ノ人カラ本院ニ向ッテ此事ヲ請願シテ居リマスル、斯ノ如キ有様デゴザリマスル所ニ拠ッテ見マシテモ此小学校教育費国庫補助ト云フコトハ実ニ全国民シカモ全国ノ中堅タルベキ所ノ人民ノ世論デアルト云フコトヲ憚リマセヌ、如何トナレバ此請願ヲシタ所ノ人々ハ如何ナル人カト申シマスルト大概市町村ニ於テ公職ヲ奉ジテ居ル所ノ人或ハ又地租其他国税五円以上ヲ納メテ居ル所ノ人々ヨリ成立ッテ居ル所ノ請願者デゴザリマス所ノ如キ人々ノ議論コソ実ニ全国ノ中堅ヲ以テ任ズル所ノ人民ノ世論デアルト云フコトヲ公言シテ憚リマセヌ次第デゴザリマス此結果ト致シテ衆議院ニ於キマシテモ即チ此ノ小学校教育費国庫補助法案ト云フモノヲ提出セラレマシテ遂ニ其法案ガ今日諸君ノ御手許ニ回ッテ居リマスル次第デゴザリマスル、何卒諸君ニ於カレマシテモ此法案ニ付マシテ、十分ニ御思考ヲ下サレマシテ上ハ国家ガ当然為スベキ仕事デアルト云フコト、下ハ全国ノ国民ノ世論デアルト云フコトニ深く御考慮ヲ下サレテ御賛否ヲ決セラレンコトヲ希望致ス次第デゴザリマス (32.2.28)

(ヨーロッパ諸列強の教育費補助の状況を列举し、)スル事例ヲ見マシテモ国民教育ト云フモノガ進ミマセヌ以上ハ僅ニ商工業ノコトガ起ッテ殆ド「ビール」ノ泡ノ如キ会社ガ幾ラ起ッテモ左様ナモノハ少シモ役ニ立タヌ、

故ニ今日ニ於キマシテハ我国ニ於テモ此法案ノ出マシタノヲ始メトシテ何卒国民教育ト云フモノニ十分ニ力ヲ尽サレマシテ真ニ東洋ノ新興国タル所ノ日本ヲ今日ヨリシテ構成セラレンコトヲ偏ニ望ミマス訳デゴザンス  
(32.2.28)

しかし、この小学校教育費国庫補助法に関しては、文部省は一貫して実施に消極的であった。その理由は、法律そのものに「不備」があり、たとえば、補助の対象が全く規定されていないので、どのような費目を想定するのかがあまりにも漠然としている、あるいは金額が年度ごとに決められるので、不安定で、恒常的な補助になじみにくい、などであった。しかし、もっとも重要な理由は、この法律が初めての議員立法による法律であり、この点は、政府にとって、早期に拭払しておかなければならない、重要な立法上の問題点であった。それゆえ、同法の実施は可決後半年以上もたった10月20日であり、さらにその翌年早々には、その手直し版である市町村立小学校教育費国庫補助法案を、政府として再提案するという、状況であった。

この市町村立小学校教育費国庫補助法案は、費目を教員給与の年功加俸および特別加俸とし、さらにその額を100万円に限定するものであった。加えて、加俸の方法については、勅令で決めるという、行政主導を明白に主張するものであった。これについては、当然貴族院で問題となり、辻新次を委員長とする特別委員会は、100万円については、「毎年予算ヲ以テ定ムル所」とし、加俸方法についての規定は削除する修正案を準備した。辻、久保田譲などが中心となり論陣を張り、伊沢も委員の一人として発言した。しかし、金額については修正案となったが、勅令部分を削除する修正案は通らなかった。なお、この時、伊沢の長広舌はなかった。

その後、第25議会で市町村立小学校教育費国

庫補助法中改正法律案が審議された。同改正は、従来の補助基準が、就学率を向上させるため、学齢児童と就学児童の平均値によって算定されてきたが、時代が変わり課題が変化したので、むしろ教育の質に注目して、正教員数が多ければ多いほど、補助金が増額されるという、正教員数、5年以上勤続教員数の平均値によって算定する、という改正案であった。これは賛成多数で可決されている。伊沢は特別委員の一人として、答弁側で発言している。

## (2) 教育基金問題

さて、学制研が手がけたもう一つの「国立教育」実現の方途は、教育基金問題であった。日清戦争の勝利は、よく訓練された兵士の存在と、その背後にある教育の成果である、という世論が沸騰したのは周知のことである。そのために、教育界の努力に報い、国民教育のさらなる整備のために、清国から獲得した3億テールの10分の1を、教育基金を設けて投資すべきだという議論が巻き起こった。この運動の中心にあったのは、いうまでもなく学制研究会であった。衆議院の最初の議員立法化の運動の一端をになって、貴族院でも同様の運動がすすめられたが、その中心にあったのが伊沢修二である。

小学校基金に「清国償金」を充てるべきだという次のような質問趣意書が、政府宛に出されたが、質問者は伊沢、久保田、千坂高雅の3名であった。

清国償金ノ一部ヲ市町村立小学校ノ基本金ニ充ツベシトハ第九帝国議会ニ於テ貴族院及衆議院ヨリ政府ニ建議セシ所ニシテ又各地方人民ヨリ貴衆両院ニ請願セシモノ許多アリ実ニ国民ノ世論ト云フヘシ

爾後政府ハ償金処分案ヲ帝国議会ニ提出セルモノ一ニシテ足ラスト雖モ今夕建議ノ趣旨

ヲ実行シタルモノアルヲ見ス然ルニ今ヤ償金処分ノ結了ヲ告ケントスルノ時ナレハ宜シク其ノ可否ヲ決定セサルヘカラス

政府ハ果シテ該建議ヲ採用セラルルヤ否ヤ  
(31.12.12)

この建議は明治32年2月25日、教育基金特別会計法案として、貴族院に提案され、ほぼ学制研の主張のとおり法制化された。貴族院に提出された原案では、償金のうち1000万円を教育基金とし、特別会計とする。その利子を一般会計に組み入れ、小学校教育費に使用する。基金は大蔵省預金に寄託し利子は基金に組み込む。使用は、年々一般会計歳入歳出予算として議会にはかる、というものであった。

この法案に賛成する伊沢の発言は、隅々に喜びがあふれ、おそらく貴族院議員として、絶頂の時であったと推察される。次のようであった。

質問ニ先立チマシテ少シク申シタイコトガゴザイマス、此清国償金ノ一部ヲ教育基金ニ充テルト云フコトニ付キマシテハ先刻久保田君カラ述ベラレマシタ如ク襄ニ当院ヨリモ建議案トシテ出マシタ其後今日ニ至ルマデソレコソ全国ノ世論デゴザイマス、凡ソ全国ノ各市町村ノ有力者何千人ト云フ人ガ日々ノ如ク当局ノ大臣ニ向ッテ建白書ヲ出シテ居ルヤニ承ッテ居リマス、而シテ又教育社会ニ於テモ大變希望デアリマスルコトナリ、又一方ニハ此征清ノ役ノ此功績ヲ文武両途ニ分ツニ付マシテハ是ハ是非スクナクテハナラヌコトト本員杯モ考ヘテ居リマシタ所ガ、政府ニ於カレマシテモ此度全国ノ輿望ヲ容レテ此案ヲ出サレマシタコトト思ヒマスカラ本員ニ於テハ是ハ政府ノ近來ノ美挙ト存ジマスデアリマス、デ最早此教育基金ノコトニ付キマシテハ別ニ彼是申スコトハゴザイマセヌガ唯一ツ疑トナッテ居リマスルコトハ或ハ此教育基金ト云フ

名ガ単ニ教育基金トアルガ故ニ他ノ一般ノ歳入ト混ゼラレハセヌカト云フ疑ガアリマシタガ其疑モ既ニ久保田君ノ質問デ解ケタノデアリマス、デ此以上ハドウゾ此別ニ論ズルコトモナカラウト思ヒマスルカラ、速ニ次ノ日程ニ移ランコトヲ希望致シマス (32.2.25)

しかし、日露戦争直後の第22議会では、特別会計で計上されるはずの教育基金の歳入歳出案が提出されることがなかった。伊沢は緊急質問に立ち、阪谷芳郎大蔵大臣から「軍費ノ方へ繰替ヲ致シマシタ、ソレ故ニ教育基金ノ方カラハ別ニ利子ガ出マセンノデゴザイマスカラ、其利子ガ出マセヌ以上ハ之ヲ財源トシテ使用スルノ途ガ無イノデゴザイマス」(39.2.14)との答弁を得ている。もちろん、経緯を知ったうえでの質問であったが、しかし伊沢としては念願の教育基金の元本切り崩しは堪えられないことであった。

続いて3月6日文部省費のうち、臨時部「普通教育奨励費」審議のなかで、「是ハ教育基金ト何等カノ関係ヲ有ッテ出タモノデアリマスカ」と質問、政府委員から「教育基金ト云フモノハ戦争ノ為ニ繰替使用サレテ現在ハ殆ド使ヒ切ッテ居リマシテ、其利子ト云フモノハ生マセヌ、ソレデアリマスカラ従来府県ニ配当シテ置キマシタ配当金ト云フモノハ支出スルコトガ出来マセス、併ナガラ一方ニ於テ小学教育ノ奨励ト云フコトハ戦後殊ニ一日モ之ヲ緩ウスルコトガ出来マセヌ・・・」(39.3.6)という答弁をひきだし、それが基金を代替するものであることを改めて、確認させている。その上で、次のように、その早急な補填を主張した。

此教育基金ト云フモノハ、三十二年ニ時ノ文部大臣樺山伯爵ノ明言セラレタ如クニ、是ハ忠君愛國ノ記念碑、無形ノ記念碑ヲ建テタモノデアル、其無形ノ記念碑ト云フモノハ此

日本ノ戦争ニ於テ如何ナル影響ヲ為シタルカト云ヘバ、実ニ日露ノ戦争ニ於テモ此国民ノ報國ノ精神ト云フモノハ御承知ノ通り現レテ来テ、即チ此度ノ大勝利ヲ得タ又一ツノ大記念トモナツト申シテモ宣シカラウト思ヒマス・・・ソレデ此度コソ此大戦争ノ記念トシテ一千万円ガ二千万円ニモ三千万円ニモシテ立派ニ是ハ補填復旧セラレナケレバナラヌト本員ハ考ヘマス、政府ニ於カレマシテモ先刻来段々申シマスル如ク前途ノ財政計画ト云フコトニ付テハ頗ル御苦心ノ模様デゴザイマスルガ、併シ此教育記念碑ト云フベキ所ノ教育基金ト云フモノハ、何卒来年度ニ於キマシテハ是非トモ補填復活セラレルコトニ致シタイト存ジマス (39.3.6)

教育基金復活については、明治42年2月、第25議会において、伊沢が中心となって「教育基金ニ関スル建議案」を提出している。ここでは、たとえ基金が補填できなくても、「適当ナ方法ヲ以テ年次ニ之ヲ蓄積シ又基金利子ニ当ル五十万円ハ当初ノ如ク次年度ヨリ年々之ヲ支出セラレムコトヲ望ム」(42.2.22)と、かなり後退したものであった。これはそのまま可決されたが、しかし、政府はこれを実施することはなかった。すでに時代の状況が変わってきたといえる。

### (3) 教員

伊沢は、教員の経済的地位の向上に並々ならぬ関心を寄せてきたことはいうまでもない。しかし、同様にその政治的権利の回復にも強い関心を寄せていた。もともと国立教育期成同盟会、学政研究会の結成以来、教員の社会的活動によって、教育運動をつくり、議会を通して立憲主義的に教育改革にあたろうという発想に対して、教員の公民権を制限するとういう政府の対抗手

段が、井上毅などの教員政策であった。それ以来、議会ではことあるごとに教員の公民権を回復する動きを示してきたが<sup>⑩</sup>、伊沢がそれに同調してきたことはいうまでもない。明治33年2月の衆議院議員選挙法改正法律案審議にあたって、伊沢は次のように被選挙権の回復を主張している。

此小学校教員ノ被選挙権ヲ制限サレテ居ルノハ小サナ区域ニ在ッテハ余程弊害ガアルノデアリマス、例ヘバ町村会ノ議員トカ云フヤフナ小サナ区域ニ於テハ随分弊害ガアルガ故ニ之ヲ制限サレテ居ルモノト本員ハ考ヘテオッタデアリマス、此度ノ衆議院ノ選挙法ノ改正案ヲ見マスルト政府ハ大選挙区ト云フコトヲ主張サレテ居ル、只今モ政府委員ガ喋々ト此大選挙区ニシナケレバナラスト云フコトヲ言ハレテ居ルノデゴザイマス、果シテ大選挙区ト云フコトニナレバ小学校教員ノ中ニ於テモ随分徳望モ名誉モアル人ガ・・・有リ得ベキコトデハナイカト存ジマスガ、政府委員ハ一方ニハ大選挙区ノコトヲ主張シナガラ一方ニハ小学校教員ノ被選挙権ヲ限ラレルト云フコトハ自家撞着デハゴザイマセヌカ、其点ニ於テ政府ノ御考ヲ伺ヒタイ (33.2.7)

もちろん、教員の経済的待遇改善は、すでに小学校教育費国庫補助以来の念願であり、教育基金問題も、いわば教員待遇改善の運動であった。ここでは、国立教育運動を離れた、伊沢の主導による、教員の待遇改善を直接的に要望する建議案と、伊沢の説明を紹介する。なおこの建議案は賛成多数で可決された。

#### 教員ノ待遇ニ関スル建議

国家教育ノ改善ハ今日ノ急務ナリ而シテ教育ノ改善ハ良教員ヲ得ルニ非ザレバ其ノ効果ヲ収ムルコト能ハス従来教員ノ待遇漸次改良

セラルト雖其ノ俸給寡少ニシテ職責ノ重キニ伴ハス随テ良教員ヲ得ルノ途ニ於テ遺憾ナシトセス政府ハ特ニ小学校教員ノ俸給ニ対シ国庫ヨリ其ノ幾分ヲ補助シ一層優遇ノ途ヲ講セラレンコトヲ望ム (43.3.22)

この建議はその後放置されていた。しかし、明治43年の紀元節に「教ヲ敦クス」べきだという天皇の「お言葉」があり、大蔵省預金部利益金のなかから急遽小学校教員俸給補助を行うことが決定され、その結果「大蔵省預金部ノ利益金ヲ一般会計ニ繰入ルル件ニ関スル建議案」が出て、これによって充当されることになった。伊沢の喜びは大きなものがあったが、当然、この法律案は可決成立した。

上ハ有難イ 詔勅ノ御言葉ニ拠リマシテ、総理大臣ガ之ニ感奮サレ、非常特別ナル処分ニ依ッテ其財源ヲ求メラレマシテ、遂ニ本案ノ成立ニ至リマシタコトデゴザリマスルカラシテ、小学校教員等ハ聖恩ノ厚キ彼等ノ子女ニマデ及ブコトニ感泣イタシマシテ愈々益々身心ノ全力アラム限リヲ尽シ以テ 陛下ノ赤子ヲ保育教養シ、善良ナル臣民タラシムコトニ全力ヲ尽スト云フコトハ、本員等聊カ信ジテ疑ハナイコトデアリマス、右ノ次第デゴザリマスル故ニ、何卒全廃ノ諸君ニ於ケレマシテハ本案ニ御賛成ヲクダサレマシテ速ニ御可決アラムコトヲ希望イタシマス (44.3.20)

## 2 言語、著作権問題など

### (1) 国語・国字改良問題

伊沢は、国語国字問題については、一貫して大きな関心を寄せてきた。ここでは国語・国字改良問題に限定して、伊沢の議論を紹介する。

伊沢に特徴的な言語認識は、言語を意志伝達

の単なる道具とみるのではなく、文化や歴史、民族の遺産そのものとみることである。

したがって、国語・国字改良についての伊沢の立場は、明治33年小学校令の立場とは対極にあるものであり、いわゆる「国語国字問題」では、貴族院で、文部省の立場を「国語調査会ト云フノハ国語ヲ破壊スルノ調査ヲ為サルノデスカ、又ハ国語ヲ整理スルヲ為ニ調査ヲ為サルノデアルカ、チョットソレヲ承リタイ」(40.3.6)などと、言わずもがなの挑発をおこなっている。

明治40年3月の伊沢による「国語及字音仮名遣ニ関スル質問趣意書」(40.3.2)では、次のような伊沢の言語認識が見られる。趣意書と、伊沢によるその説明、さらに「国語及字音仮名遣ニ関スル建議案」をあげておく。なお、この質問趣意書は異例のもので、質問というよりも、文部省に対する問責とでもいうべきものであった。なお、関連して出された建議案は、審議未了によって、そのまま消滅した。

#### 国語及字音仮名遣ニ関スル質問主意書

一 文部省ハ明治三十三年八月文部省令第十四号小学校令施行規則第二号表ヲ以テ詔勅、帝国憲法、議院法其ノ他法律命令等ヲ始メトシ帝国議會議事速記録等ニ用キ来レル仮名遣ト相違セルノミナラズ現今一般ノ国語学者間並文学社会ニモ認メラレサル所謂棒引仮名遣ヲ新定シ且漫ニ仮名中ノ「キ」「エ」「ヲ」ノ三字ヲ削去シ「ヂ」ト「ジ」「ズ」ト「ヅ」ノ別ヲ廢シ之ヲ小学校ノ教科ニ加ヘテ全国ノ就学児童ニ強課シタリ、文部大臣ハ其ノ職權ヲ以テ国語字音ヲ輕々ニ改廢シ得ルモノト思惟スルカ

一 文部大臣ハ明治三十九年十二月第十回高等教育會議ニ諮問シ襄ニ制定シタル棒引仮名ヲ廢シ之ニ代フルニ「ア」「イ」「ウ」ノ三字ヲ以テシ尚「カ」ト「クワ」ノ別ヲ廢シ「ハ」「ヒ」「フ」「ヘ」「ホ」ヲ「ワ」

「イ」「ウ」「エ」「オ」ニ改メタル一種ノ改定案ヲ提出シ既ニ其ノ議決ヲ經テ明治四十一年四月ヨリ之ヲ小学校ニ実施シ尚進テ中等教育ノ学校ニモ之ヲ課セシムトスト聞ク果タシテ然ラバ・・・国家教育ノ本旨ヲ誤チタルモノニ非ザルカ

一 前項高等教育會議ノ諮問ヲ經タル仮名遣モ亦往年ノ棒引仮名遣ト同シク従来慣用セラルル仮名遣ト一致セサルハ勿論一般ノ国語学者間及文学社会ニモ容認セラレサルモノナレトモ文部大臣ハ独断ヲ以テ之ヲ実行ノ責ニ任セムトスルカ(40.3.11)

教育者ガ我ガ国語ノ書キ方ハムズカシイト云フコトヲ類ニ申シマスガ、果シテ我ガ国語ト云フモノハ他ノ文明諸国ノ、或ハ英吉利ナリ仏蘭西ナリノ国語ニ比較シテムズカシイカ、ヤサシイカ、ト云フコトハ能ク考ヘテ見ナクテハナルマイ・・・何レノ国語デゴザイマシテモ苟モ文明ノ進ダ所ノ国語ニハ皆書キ方ト話シ方トハ別ノ学科ニナツテ居ル・・・苟モ此文明諸国ノ苟モ歴史並ニ文学ノアル国ニ於テハ此二ツノ学科ト云フモノハ両々対立シテ居ルモノデアリマス

(さらに文明国であるならば、隣接諸国の言葉を学ばないというような国は一つもないが、幸い、日本の仮名は、「支那語」と重なり、このような外国語学習に最適である、とし)例ヘバ「袁世凱」ノ「袁」ト云フ音ハソレハ「ユエン」デアル、ソレカラ煙リノ「煙」ノ字ハ是ハ「イエン」デアル、斯ノ如余程支那語トモ密接ナル關係ガ有ルノデアル、・・・字音仮名遣ト云フモノヲ知ツタナラバ支那語ヲ学ブ上ニドレホド便利ガアルカ

(さらに、文部省が学問統制に類するような言語統制をやってよいのかと問い、)此国語字音ノ問題ノ如キモノハ之ヲ教育事務ノ問題ト申セルモノデゴザイマセウカ、決シテ是



ハ教育事務ノ問題デハナイ、明ニ是ハ学説上ノ問題デア、然ルニ文部大臣ハ如何ナル機能ニ依ッテ其改廢ヲ為シ得ルモノト考ヘラレルノデアリマセウ、斯ノ如キ事ヲ為シ得ルモノトシタナラバ即チ文部大臣ハ学説ニ立入ッテ学問ノ神聖ヲ侵スト云フコトニナリハセヌカト思ヒマス（と述べ、最後に次のようにしめくくる。）

斯ウ云フコトニモ拘ラズ文部大臣ハ之ヲ実行セラルル考エデア、ルヤ否ヤ、若シ之ヲ実行セラルルトシタナラバ恐ラク是ハ文明国ニ於テハ世界無比デアラウト思フ、強ヒテ其例ヲ求メタナラバ支那ノ秦ノ始皇帝ガ書ヲ焚キ儒ヲ坑ニシタヨリ外ニハ無カラウト思ヒマス（40.3.11）

なお、大正5年、第37議会に「国語国字国文ノ改良ニ関スル請願」が出された。行政整理の結果、国語国語関係審議会が中断していたが、近々、復活する、との政府の方針に対して、注文を付ける請願であった。これを受けて、伊沢は、文相高田早苗が東京朝日新聞に報道されたような、国語簡易化論者、ローマ字積極使用論者などを委員として審議会を再開するのであれば、それは国家の一大事であるから、本当の国語学者を集めて慎重に審議されたい、との意見をなした。しかし、請願は賛成少数にて不採択となった。（T5.1.21）⑪

## （2）著作権問題など

伊沢は、文学、科学、演劇・脚本に関する著作物とならんで、楽譜の著作権保護についても熱心に、その重要性を主張している。ことに西洋の歌曲、および浄瑠璃、能楽に加えて、長唄、琴歌などの著作権・興行権の保障を主張した。たとえば、第13議会に提出された著作権法案において、これらの著作権保護を主張、「演劇脚

本、浄瑠璃脚本、能楽脚本及楽譜ノ著作権ハ興行権ヲ包含ス」という原案は、「各種ノ脚本各種ノ楽譜ノ著作権ハ・・・」と修正されている。

この修正は、山田流や清元など民衆音楽、「検校」などの著作権・興行権保護などを意味していて、伊沢の配慮が単に西洋流の著作権保護だけでなく、その社会的影響に及んでいることを示し、興味深い。

私ノ修正ノ考デハ矢張琴歌ナドモ籠モル積デアリマス、此琴歌ニシマシテモ、吾妻琴歌トカ箏曲大意抄ダトカ云フヤフナモノニ夫々手繰ガ付イテ居リマス、ソレガ取りモ直サズ楽譜ニ当ルノデアリマスカラソレデサウ云フモノヲ含マセテ矢張各種ノ脚本ト云フコトニナッテ居リマシタ方ガ宜シカラウト思ヒマス、併ナガラ御覧デアリマスル所ノ箏曲大意抄ノ如キハ版權ノ保護ヲ受クベキ限デナイト思ヒマスガ将来出来テ参リマスルモノハ著作権モ興行権モ共ニ持タセルコトガ然ルベキコトト考ヘマス（32.2.7）

なお、明治43年、第26議会で著作権法改正が審議された。伊沢は副委員長として、委員会の見解を説明しているが、これは前年の明治42年10月に万国著作権保護同盟条約に加盟したことにもなつて、著作権法を修正する必要が出てきたことに対応したものである。修正点の主要なところは、美術、建築、工芸、フィルムなど新しく発展してきた領域の著作権保護の確認と保護ということであった。伊沢の意見は特別には見るものもないが、委員長の立場から、原案の説明とその確認を議会に求めている。

### 3 学校教育

望致シマス (32.2.13)

#### (1) 学校経費

学校予算については、もちろん伊沢は、増額・拡充の急先鋒であった。多くの議会で、そのような立場からの質問・意見などを開陳している。たとえば明治33年度予算案審議中、文部省予算の高等師範学校改築費(25万円)は衆議院でほとんどゼロ査定となり、さらに貴族院で17万5000円で復活する提案が否決されたあと、次のように追加予算案を組むよう提案している。伊沢の執念が感じられる提案である。谷干城が、同様の復活論を述べ、ことに大学予算の復活を述べたのに対して、高等師範学校に対して追加予算を組むべきだと主張するのも、伊沢の議論の重点をうかがわせる。

今日実ニ非常ナ有様デ居リマスノハ、唯今否決ニナリマシタ所ノ高等師範学校ノ有様実ニ目モ当テラレナイ有様デー方ニ向ッテハ地方ニ向ッテ文部省ガ命令ヲ発シナガラ其根源タル所ノ師範学校ノ有様ト云フモノハ実ニ管理モ何モノナイ、廊下デ教授ヲシテ居ル、書籍館ノ中デ教員ガウズウズシテ居ルト云フヤウナ実ニ学校トシテ見ルコトガ出来ナイ程ノ有様デアル、斯ル費用ヲモ否決セラレタト云フコトニ至ッテハ実ニ遺憾ニ堪ヘナイノデアリマス、ソレニ付キマシテハ既ニ此高等師範学校ノ費用ト云フモノガ否決セラレタ以上ハ本年ハ已ムヲ得マセヌ、デ依ッテハ高等師範学校ノ費用ニアラズシテ而シテ間接ニハ如何ヤウナコトヲ執リマシテモ高等師範学校ノ現時ノ有様ヲ済フコトノ出来ルヤウナ点ニ向ッテ追加予算ヲ出サルルト云フコトハ実ニ必要ト思フ、ドウゾ政府委員ニ於カレマシテモ十分此点ニハ御詮議ヲ尽サレマシテ何卒此点ニ向ッテ御審議ノ上追加予算ヲ出サルルコトヲ希

ただし、伊沢の主眼はあくまで国民教育であった。大学予算より高等師範学校予算、幼稚園や図書館予算より、小学校教育費予算という考え方は、終生一貫している。たとえば、基本財産の設置は、従来小学校に限定されていたのを、幼稚園、図書館にも認めようとする、地方学事通則中改正法律案の審議では、そのような拡大には、国民教育の充実・整備という観点から絶対反対である。

(基本財産を小学校に設けることができたのは)此国民教育義務教育ト云フモノヲ完全ニスルタメノ此基本財産デアルト思フ・・・ソレデドウゾ御尋致シタイト思ヒマスノハ、今日マデ小学校ニ出来テ居ル所ノ基本財産ノ金額ハドレダケアルカ、ソレカラシテ各小学校殆ド皆基本財産ガ出来テ居ルヤ否ヤ・・・進ンデ幼稚園ノ如キモノニマデ基本財産ヲ置クコトヲ許サレルト云フ主意ハ甚ダ本員等ハ了解ニ苦ムコトデアリマス、・・・此小学校ノ基本財産ハ只今政府委員ガ答ヘラルル如クマダ碌々出来ヌト云フ時ニ、若シ此幼稚園ノ方ニ基本財産ヲ置クコトヲ許スト、幼稚園ト云フモノハ多クハ富ンダ人ノ子弟ノ行ク所デアルカラ却ッテ小学校ノ基本財産ヲ設クルコトハ棄置イテ幼稚園ノ基本財産ヲ設ケルト云フヤウナコトガ出テ来ベキコトデナカラウカト思フ (34.12.25)

#### (2) 教科書問題

明治35年12月の教科書疑獄についての摘発・検挙は、翌年3月にかけて、金港堂、集英社などの幹部、知事、視学官、学校長など143名が検挙・起訴されるという結果となった。これをきっかけに、かねて問題となっていた、教科書

制度の大改革が進んだことは周知のことである。すなわち翌年4月の小学校令改正で、「小学校ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルヘシ」(第二四条)となり、修身、日本歴史、地理の教科用図書、および国語読本などの国定化がすすんだのであった。⑫

明治36年5月からの特別議会の追加予算審議で、伊沢は文部省教科書編纂費2万円余を否決するよう主張し、勅令を濫発して、国で教科書を編纂しようとする文部省の姿勢を厳しく問いただしている。教科書編纂事業については、伊沢は、基本的には「自由ニ編纂出版スルコト」を理想として、国がそれを独占することが、決して贈収賄事件を防ぐのではなく、問題解決にはならないこと、さらに独占が教科書の進歩を阻害することなどを次のように主張する。

(2万円余りの不十分な予算で編集した)不完全ナル所ノ書物ヲ以テ立派ナル教育者或ハ学者ノ著作シヤウト云フモノヲ圧迫スルノdeal、即チ之ヲ圧倒シ去ルノdeal、即チ此学者ノ最モ神聖トシテ最モ貴重スル所ノ著作権ヲ此杜撰不完全ナル物ヲ以テ奪去ルノdeal、是ハ本員苟モ読書シター人ニ列シテ居ル上ハ断ジテ同意ノ出来ナイ所デアリマス、(さらに実質的に、翻刻権者が制限されることを論拠に)国定教科書ニ自由翻刻ト云フコトハ実ニ美拳dealト云フコトヲ非常ニ言囁シテ居ル、実ニ驚入ツタ話deal、十五、六名ノ者ニ此独占権ヲ与ヘテ自由翻刻トハ何事デアリマセウカ、マルデ名実相通ハナイ、誠ニ本員ナドハ如何ニモ杜撰至極ナルコトヲ言フdealトマア思ッテ居ル・・・本員ノ知ッテ居ル所ニ拠ッテモ今日マデ文部省デヤッテ居ル所ノ人々ヨリモ遙ニ立派ナ人デ教科書ヲ拵ヘテ居ル者ハ幾ラデモアリマス、決シテ困ラナイ、唯此省令勅令ノ為ニ圧倒サレテ居ルケレドモ、斯ノ如キ、暴戾ナル法令ガ無カ

ッタナラバ明日ヨリシテ幾種ノ教科書ガ出来ルト言ウコトハ本員ガ斯所デ保障シテ差支ナイト考ヘマス、ソレデ今日マデ何故ニ然ラバ斯ノ如キ学者教育者ガ教科書ヲ拵ヘナカッタカト云フニ、今日マデハ彼ノ審査会制度ト云フ悪制度ガアツテ、苟モ此小学校ノ教科書ト云フモノハ賄賂ヲ以テセザレバ最低スルコトハ出来ナイト云フコトニナツテ居ツカラシテ、少ク純潔ナル考ノアル学者ヤ教育者ト云フモノハ小学校ノ教科書ヘハ筆ヲ執ラナカタ、ケレドモ既ニ此教科書ノ審査会ト云フ悪制度モ廢セラレ、又一方ニ自由ニ編纂出版スルコトヲ許スコトニナツタナラバ名誉トシテ筆ヲ執ル者ガ沢山アラウカト存知マス、・・・終リニ残ル所ハ採定ノ方法ハ如何ニスルカト云フコトハ是ハ随分議論ノアルコトデアリマスガ、無論各地方ノ自由採定ニスルト云フコトガ宜シイノdeal、ソレデ先進諸国ノ例ヲ見テモ今日マデノ成行ニ付テ考ヘテモ無論到底此自由採定ト云フコトニ至ルベキハ当り前ノ話deal、・・・所謂優勝劣敗ノ結果トシテ最モ良クシテ最モ安イ所ノモノガ最モ能ク行ハレルノdeal、誠ニ見易イ所ノ是ハ商業上ノ初歩ノ原則dealカラシテ少シモ恐レルニ足ラナイ、・・・ノdeal (36.6.2)

### (3) 子供・人へのまなざし

伊沢は、少年の教育については、徹底的に「教育的観点」から、これをとらえようとする。児童保護の観点を、早い時期から主張していることが注目される。たとえば、感化法案において、これを内務省の管轄とする政府に対して、内務省および文部省とするよう、いろいろなかたちで主張している。次のようであった。政府委員小松原英太郎との議論の質の違いが如実に示されているので、双方の議論を紹介する。この議会では、伊沢の議論は受け入れられることはな

かった。

此感化院ハ無論懲治ト云フヤウナ目的デハ  
ナクシテ、勿論感化遷善ノ効ヲ奏サシメルト  
云フ方ノモノデアリマスカラ、是ハ教育上ニ  
大ナル関係ノアルモノト云フコトハ申スマデ  
モナイ訳デアリマスガ、此法案ヲ見マスルト  
云フト内務大臣ノ認可ヲ得テ云々ト云フコト  
ガ余程見エテ居リマスケレドモ、此文部ノ方  
ノ関係ト云フモノハ少シモ見エテオリマセヌ  
・・・

(小松原英太郎君) 御答ヲ致シマスルガ、  
第五条ノ第一項ニ挙ゲテアル如キモノハ逆モ  
学校ニ行クヤウナ種類ノ奴デハナイノデゴザ  
イマス、ソレデ感化院ノ如キ一種ノ所ニ是ハ  
入レルノデゴザイマスカラ、文部大臣ト協議  
ヲシテ此教育上ノコトハヤラヌケレバナラヌ  
都合ニハナラウト思ヒマスガ、此感化院ナル  
モノハ主トシテ内務ノ監督ニ属シテ適当ナモ  
ノデアラウト考ヘテ居ルノデアリマス

(33.2.23)

なお、人の権利について、障害者の点字使用  
のような場合、自書または署名を持って権利行  
使の要件とするような時にあっては、盲人は点  
字を使用することが可能となるように法整備さ  
れたいと要請した、杉亨二などの請願について、  
伊沢は、一般人に点字使用の学習を強要するよ  
うな法改正には反対だと、次のように主張して  
いる。この請願は不採択となった。

本員ハ此点字ト云フモノヲ成ルベク一般ノ  
人ガ知ルヤウニスルト云フコトハ、ソレハ宣  
イトシテ寧ろ是ハ至極宣シイコトト思ヒマス  
ガ、スル事柄ヲ法律ニ認メテ、法律上ノカラ  
以テ、斯ノ如キモノヲ一般ノ人ニ用キサセル  
ト云フコトハ、是ハ絶対反対デゴザイマス、  
ソレ故ニ是レハ不採択トスベキモノ、即チ反

対ノ意見ヲ提出イタシマス (42.3.22)

#### (4) 大学拡張問題

第27議会で帝国大学特別会計法中改正法律案  
が審議された。従来文部省は、帝国大学令では、  
4分科大学がそろってはじめて総合の実が上が  
り、それ以下では「帝国大学」たりえないと、  
説明してきた。ところが、東北帝国大学、九州  
帝国大学増設に関しては、それぞれ3ないし2  
分科大学によって設立されるということであつ  
た。伊沢は、この矛盾をつき、それでは帝国大  
学令と矛盾すると主張する。

もちろんこれは逆説的な主張で、真意は、単  
科大学や私立大学を認めさせるための議論であ  
つたことは明らかである。つまり、専門学校や  
私立「大学」が帝国大学と同等の地位を獲得で  
きなかつた理由はこの4分科大学以上の総合性  
の必要という理屈であつた。

チョット文部大臣ニ質問イタシタイ、従来  
帝国大学ト云フモノハ、法科、理科、文科、  
医科、ソレダケノ四分科ガ揃ハナクテハ帝国  
大学トハナラナイト云フコトニナツテ居ルノ  
デゴザイマスガ、只今文部大臣ノ仰シャル所  
デハ、東北大学ハ医科、農科、理科デアルニ  
拘ラズ、帝国大学ト認メルト云フヤウニ御説  
明ニナツテ居リマスガ、イツカラサウ云フコ  
トニ変リマシタノデスカ、・・・其遍ガドウ  
モ少シ理解サレヌカラ・・・(小松原英太  
郎文部大臣から説明を受けて、) 只今ノ御説  
明ニ依リマスルト、二分科以上包含スル所ノ  
大学デアレバ、帝国大学ト認テ宣カラウト云  
フヤウニ御説明ニナリマシタヤウデアリマス  
ガ、然ラバ現今ノ帝国大学令ト云フモノハ如  
何デゴザイマセウカ、帝国大学令ト矛盾スル  
コトハ無イデゴザイマセウカ (44.2.17)

この問題への姿勢については、翌年の議会でも、仙台の医学専門学校、高等工業学校を東北帝国大学に所属変えするための「学校及図書館資金ノ一部所属換等ニ関スル法律案」の審議に関して、学生、教員、組織などが同一のまま移行するのであるから、今や実質的に専門学校も帝国大学も同一のものと理解して良いものかどうか、確認していることからもうかがえる。

## まとめ

以上、伊沢の貴族院議員としての発言で、重要だと思われるものを、できるだけ網羅的に紹介してきた。その活動は精力的で、「すでに第一線から退いた伊沢の中年を物語る」③、とされる彼のイメージとは随分違った印象である。確かに、野にあって、あるいは官僚として、日々の荒々しい実践的日常からすれば、貴族院にあって国家意思を審議する伊沢の像は静態的であった。しかし、観点を変えて、大きな意味での国家的実践という次元で再考するとき、伊沢の果たした役割は、むしろ以前の活動と比べて、勝るとも劣らないといえないだろうか。

近衛を担いで、教育再建、国家の再構築を考えていた伊沢の夢は、明治37年1月の、近衛の突然の死によってついでた。しかし、貴族院の「立憲主義的対外硬派」としての伊沢の活動はやむことなく、明治40年代に入って、まとめる側にまわったことで、その舌鋒はやや衰えたとはいえ、いぜん精力的であった。

いま、その活動をまとめると、やはり伊沢の活動の中心は、国家教育社、国立教育期成同盟会、学制研、という流れが大きな柱になっている。議論や建議・請願などのかたちであらわれたものもそこから離れたものではない。その交友関係も、学制研を中心に、久保田譲、辻新次らの教育系官僚、湯本武比古などの教育ジャーナリストなどに近く、反面、一木喜徳郎、岡田

良平など内務系、菊池大麓など大学派、伊藤など政友会系の政治家とは疎遠であった。

立法府による行政のコントロールという立憲主義への関心は、伊沢の場合、議会による、教育立法機能の回復ということであった。それが国立教育運動のほんとうのねらいであった。また植民地統治における立法府の権限確保、法律による各種の行政機能の統制、そのほか文部大臣による直接の答弁を求める伊沢の立憲主義的発言、一方で強い国権主義的傾斜、天皇中心主義の国家体制への確信、は終生変わることがなかった。

教育問題に関しても、帝国大学よりも、自分が手がけた師範学校、高等師範学校、を重視し、また大学拡張、教科書制度の開放化、教員の政治的・経済的権利の擁護などが一方で強調されると同時に、他方で国語・国字問題にみられるようなイデオロギイ的傾斜が強く、それらが併存していた。

この論文では、帝国議会本会議の議事のみを紹介したが、伊沢が関係した各種委員会の議論も、ほぼ同類であった。この時期の、政府のもっとも重要な教育諮問機関であった高等教育会議の会員として、どのような活動を行っているのか、対照しながら帝国議会の議論を評価する必要があったが、ここではその前提として、議論の紹介をおこなうにとどまった。

## 注

- ① 再録した発言は、『帝国議会貴族院議事速記録』（第13巻－第23巻、東京大学出版会）による。（出典を明記しない引用は、すべてこの議事録によっている。）そのほか、『帝国議会委員会議録』（第9巻－第29巻、臨川書店）からも再録した。なお役職関係確認のため、『大日本帝国議会誌』Ⅳ、国会図書館蔵の各種委員会会議録なども参照した。

- ② 上沼八郎『伊沢修二』（吉川弘文館 1962）によれば、かれの属する、貴族院幸倶楽部の食堂では、「その左右には腰を下す者もいなかった」（p278）というほどの熱血振りであった。議事録での発言も、そのとおりの印象である。しかし、明治40年代にはいると、発言は次第に丸みを帯び、調停的なものに変化する。
- ③ 貴族院（本会議）および各種委員会における伊沢修二の発言一覧と発言内容の概略の紹介、また伊沢の発言のうち、立憲主義確立を求める議論、植民地経営問題に関する議論など、については、紙幅の関係で、すべて割愛した。稿を改め、紹介したい。
- ④ 信濃教育会編『伊沢修二選集』信濃教育会、1958、631ページ
- ⑤ 同前、1027ページ
- ⑥ 茗溪会『教育』第13号、明治34年3月、同前所収
- ⑦ 本山幸彦編『帝国議会と教育政策』（思文閣、1981）。同書には、国立教育期成同盟会、学制研、貴族院議員の所属党派などが示されている。
- ⑧ 呉宏明「植民地教育をめぐる」（同前所収。）同論文では、植民地統治の推移、ことに台湾教育の方針が議会でどのように扱われたか、経緯を詳細にたどっているため、参照されたい。
- ⑨ 小学校教育費国庫補助法  
 第一条 小学校教育費ヲ補助セムガ為ニ国庫ヨリ毎年補助金ヲ市町村ニ交付ス  
 第二条 補助金ハ市町村ノ学齡児童数及就学児童数ニ比例シテ之ヲ配付ス

第三条 補助金額ハ毎年予算ヲ以テ之ヲ定ム  
 第四条 此法律施行ノ為ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

付則

第五条 此ノ法律ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

（『明治以降教育制度発達史』第四巻28ページ）

- ⑩ 海原徹「期待される教師像」（『帝国議会と教育政策』所収）に詳しい。その他、石戸谷哲夫『日本教員史研究』（講談社 1971）でも、国立教育運動と箝口訓令の関係について詳しく論じている。教員養成史については水原克敏『近代日本教員養成史研究』（風間書房、1991）を参照されたい。
- ⑪ 梅森直之「号令と演説とアナーキズム」（『初期社会主義研究』第11号 1998.12）では、吃音矯正にかける伊沢の努力が評価されている。「国語」の誕生に果たした伊沢の役割も高く評価される。しかし、それが、言文一致への流れのなかに位置づけられる点については評価を保留したい。伊沢は話し言葉と書き言葉の二重制を重視していたからである。
- ⑫ 教科書疑獄事件については、梶山雅史『近代日本教科書史研究』（ミネルヴァ書房、1985）が詳しい。
- ⑬ 上沼八郎『伊沢修二』256ページ

（本論文は平成7年度文部省科学研究費補助金（一般研究C）および平成11年度関西大学国内研究員研究費による研究成果の一部である。）